

令和7年11月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度11月総会を日置市中央公民館3階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更審議について	(1 件)
議案第 50 号 農地法第3条許可申請書審議について	(7 件)
議案第 51 号 農地法第4条許可申請書審議について	(1 件)
議案第 52 号 農地法第5条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 53 号 非農地証明願出書審議について	(6 件)
議案第 54 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(8 件)
議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(399 件)

〈 出席委員 〉 (17 人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (2 人)

3 番 楠 真憲 、 13 番 満尾 修一

〈 出席推進委員 〉 (12 人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	27 番 池田 直人
30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一	
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	

〈 欠席推進委員 〉 (3 人)

22 番 下池 健悟 、 24 番 有村 昭郎 、 34 番 永野 彰一

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和7年度11月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(楠眞憲委員、満尾修一委員) から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が12名出席しております。
なお、(下池健悟委員、有村昭郎委員、永野彰一委員) から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「久保聖子」委員と7番「荒木信之」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第49号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は、農用地区域からの除外です。
田が1筆、面積合計 304㎡です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 4番 議案第49号の番号1について報告いたします。
令和7年11月5日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第49号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第49号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

- 会長 次に、日程第3、議案第50号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 5頁から6頁までの7件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 6,373㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は25,639㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 537㎡、作物は甘藷です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は27,977㎡、作物は果樹です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,628㎡、作物は水稻です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は162㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,716㎡、作物は水稻です。
以上、計7件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

21番

議案第50号の番号1について報告いたします。

令和7年11月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

案第50号の番号2について報告いたします。

令和7年11月21日、私と副の田中宏和委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第50号の番号3について報告いたします。

令和7年11月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第50号の番号4について報告いたします。

令和7年11月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第50号の番号5について報告いたします。

令和7年11月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第50号の番号6について報告いたします。

令和7年11月26日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第50号の番号7について報告いたします。

令和7年11月26日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第50号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第50号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第51号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第51号の番号1について報告いたします。

令和7年11月22日、私と正の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.1ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第51号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第52号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、駐車場、資材置場、権利種別は賃借権設定です。期間は4か月です。

番号4の転用目的は、特定建築条件付土地、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は所有権移転です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第52号の番号1について、報告いたします。

令和7年11月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

21番 議案第52号の番号2について報告いたします。

令和7年11月20日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第52号の番号3について報告いたします。

令和7年11月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第52号の番号4について報告いたします。

令和7年11月20日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.05haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第52号の番号5について報告いたします。

令和7年11月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第52号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第52号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第52号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第53号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。6件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1から番号6について、すべて20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第53号の番号1について報告いたします。

令和7年11月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第53号の番号2について報告いたします。

令和7年11月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第53号の番号3について報告いたします。

令和7年11月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第53号の番号4について報告いたします。

令和7年11月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第53号の番号5について報告いたします。

令和7年11月20日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第53号の番号6について報告いたします。

令和7年11月20日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第53号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案53号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第54号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33頁をご覧ください。議案第54号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

番号1 東市来町養母 登記地目は田、登記面積は 468㎡です。

番号2 東市来町湯田 登記地目は田、登記面積は 280㎡です。

番号3 東市来町湯田 登記地目は田、登記面積は 305㎡です。

番号4 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は 203㎡です。

番号5 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は 263㎡です。

番号6 日吉町日置 登記地目は畑、登記面積は 2,637㎡のうち 1,652㎡です。

なお、分筆予定で、求積図が添付されております。

番号7 日吉町日置 登記地目は畑、登記面積は74㎡です。

番号8 吹上町入来 登記地目は畑、登記面積は 308㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1、番号3、番号6、番号8が「山林」、番号2、番号4、番号5、番号7が「原野」と判断しました。

以上、田3筆、面積 1,053㎡、畑5筆、面積 2,500㎡、合計8筆、面積 3,553㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

12番 番号1から3までの所有者の方は亡くなっているんですけど、そのままの名前でとるんですか。

事務局 名義人の方が亡くなられているということで、相続人の方から戸籍の関係資料等を付けてもらって申請いただいているところです。地目変更につきましては、相続人の一人からの申請で地目変更はできますので、申請を受け付けています。

12番 わかりました。

会長 ほかにございませんか。質疑等ございませんので、議案第54号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第54号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第55号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号56から番号67までです。貸借です。
この案件につきましては、本人分及び借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が2,410㎡、畑が18,279㎡、計20,689㎡、利用権設定数は12筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第55号の上原孝一委員が関係する農地中間管理事業の番号56から番号67までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第55号の上原孝一委員が関係する農地中間管理事業の番号56から番号67までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 〔着 席〕

会長 次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 49頁の番号87から番号99までです。貸借です。
面積について、田が9,505㎡、計9,505㎡、利用権設定数は13筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第55号の中玉利一朗委員が関係する農地中間管理事業の番号87から番号99までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第55号の中玉利一朗委員が関係する農地中間管理事業の番号87から番号99までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 〔着 席〕

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の番号121から番号131までです。貸借です。
面積について、田が11,667㎡、計11,667㎡、利用権設定数は11筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第55号の地頭所忠一委員が関係する農地中間管理事業の番号 121から番号 131までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の地頭所忠一委員が関係する農地中間管理事業の番号 121から番号 131までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 65頁の番号 308から番号 316までです。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田が 7,798㎡、計 7,798㎡、利用権設定数は9筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第55号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号 308から番号 316までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号 308から番号 316までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

27番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 68頁の番号 345です。貸借です。

この案件につきましては、池田委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、畑が 624㎡、計 624㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第55号の池田直人委員が関係する農地中間管理事業の番号 345の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の池田直人委員が関係する農地中間管理事業の番号 345の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池田委員に着席の連絡をしてください。

27番 [着 席]

会長 次に、議案第55号の議事参与制限以外の案件を審議します。
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 資料の43項から73頁です。貸借です。
面積について、田が229,486㎡、畑が98,559㎡、計328,045㎡、利用権設定数は353筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
会長 何かご質問等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第55号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第55号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
令和7年度11月総会を閉会します。

(閉会10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊
6 番 久 保 聖 子
7 番 荒 木 信 之

